

防犯カメラを活用した(住)まい・(地)域・(市)の防犯対策

問合先 生活環境課交通安全・防犯担当

住

住まいの防犯対策支援補助金

家庭用防犯カメラやドアホンを購入する市民の方へ！

住まいの防犯対策を支援するため、防犯カメラなどの購入費の一部を補助します。

6月1日以降の
購入分が対象

対象者

市内の戸建てにお住まいの方(自宅に限る。同一品目での重複申請不可)

※ 市税の滞納がないなど要件があります

受付期間

6月2日(月)8時30分から12月26日(金)

※ 予算額(1000万円)に達した場合、期間内でも締め切り

申請方法

オンラインまたは窓口(庁舎2階生活環境課)で申請

※ 申請書様式等詳細は市ホームページや窓口で周知します

補助額

品目	条件	台数	対象経費	補助額										
家庭用防犯カメラ	屋外に設置し、自宅（隣接する公共空間を含む）を継続して撮影している録画機能付きのカメラであること	制限なし	本体購入費および設置工事費	品目ごとの対象経費に応じた定額補助										
録画機能付きドアホン	玄関と室内間の通話に用いるインターホンのうち、来訪者の姿を映像で確認し録画（動画・静止画の別を問わない）することができる機能がついたもの	1台 (1セット)		<table><tr><th>対象経費</th><th>補助額</th></tr><tr><td>3万円以上</td><td>3万円</td></tr><tr><td>2万円～2万9999円</td><td>2万円</td></tr><tr><td>1万円～1万9999円</td><td>1万円</td></tr><tr><td>1万円未満</td><td>対象外</td></tr></table>	対象経費	補助額	3万円以上	3万円	2万円～2万9999円	2万円	1万円～1万9999円	1万円	1万円未満	対象外
				対象経費	補助額									
				3万円以上	3万円									
				2万円～2万9999円	2万円									
1万円～1万9999円	1万円													
1万円未満	対象外													

※ 購入場所の制限なし(ネット購入可)

地

街頭防犯カメラ設置補助金

自治会や商店会が行う自主的な防犯活動を支援するため、街頭防犯カメラの設置費用の一部を補助します！

対象者

自治会または商店会
(1団体につき1回まで)

対象経費

街頭防犯カメラの購入・設置費用

補助額

補助率 1/2

上限額 カメラ1台当たり20万円
1団体当たり40万円

市

防犯カメラを設置

駅前・公園に20台設置！

- 若葉駅西口駅前広場
- 若葉駅西口自由通路
- 鶴ヶ島市運動公園
- 近隣公園
- 鶴ヶ島グリーンパーク

鶴ヶ島市生活者応援
キャンペーン!



PayPayの利用で

最大

20%

のポイントを付与

付与上限 1回2000ポイント

期間中6000ポイントまで!

問合先 産業振興課商工労政担当

物価高騰などの影響を受けている市民の消費を下支えするとともに、その消費行動により地域経済を活性化させるため、PayPay(株)と連携したポイント還元事業を実施します。

対象店舗でキャッシュレス決済サービス「PayPay」を使って買物をすると、決済額の最大20%のPayPayポイントが付与されます。

実施期間

6月1日(日)~6月20日(金)

スマホでPayPay
アプリのダウンロード



市内の対象店舗で
PayPayでお支払い



決済の翌日から約30日後
PayPayポイント



＼簡単1分/
PayPayアプリの
ダウンロードはこちら



注意事項

ポイント付与や支払い方法などについては、一定の条件があります。

参加店舗を募集します

対象店舗 市内の中小企業者(大企業の経営する店舗、商業施設、スーパーマーケット(テナント含む)、ホームセンター、コンビニなどのチェーン店、病院、医院、調剤薬局、金券、鉄道、保険・保険代理店、行政サービスなどを除く)

申込み 6月1日(日)から当キャンペーンに参加するには、5月9日(金)までにPayPayの審査が可決している必要があります。PayPayホームページから登録手続きをするか、平日(祝日を除く)の10時~18時に☎0120・957・640で問い合わせてください。5月29日(木)までにPayPayの審査が可決している方は6月13日(金)からの参加となります。なお、5月31日(土)以降の審査可決はキャンペーン対象外です。

PayPayクレジット PayPay残高

PayPayポイント

PayPay商品券

20%
付与

対象外

キャンペーンの詳細はこちらから
ご確認ください。



●高齢者のスマホよろず相談でもダ
ウンロード支援を行っています。
相談日程はこちら



地域の身近な相談相手 民生委員・児童委員

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です。民生委員・児童委員は、同じ地域に住む住民の立場で、身近な相談相手となり、行政やサービスなど必要な支援につなぐ活動を行うボランティアです。

『ひとり暮らしで色々と心配』、『どこに相談したらいいんだろう』…

一人で抱え込まずに民生委員・児童委員にご相談ください。相談内容などの秘密は守ります。お住まいの地域の民生委員・児童委員がご不明な場合は、問い合わせてください。

問合先 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当



民生委員・児童委員の訪問活動にご理解・ご協力をお願いします

主に高齢者世帯のお宅を訪問し、お話を伺いながら緊急時の連絡先をお聞きする場合があります。訪問した際には、ご理解・ご協力をお願いします。預かった情報は他人に漏らすことはありません。

♣ 民生委員・児童委員のマーク ♣

幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。



私にもできるかな？



現在、93人の民生委員・児童委員の皆さまに地域で活動いただいています。欠員の区域もあります。

ご興味のある方は、お問い合わせください。

任期 1期3年

活動費 給与の支払いはありません。活動にかかる費用(交通費・通信費など)に対する活動費の支給があります。

5月は消費者月間です

問合先 産業振興課商工労政担当

消費者月間とは？

「消費者保護基本法（消費者基本法の前身）」が昭和43年5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされました

令和7年度

消費者月間統一テーマ

明日の地球を救うため、
消費者にできること
グリーン志向消費
〜どのグリーンにする？〜

毎年のように、記録的な大雨や高温など異常気象の影響による災害が発生し、私たちは地球温暖化による気候変動の影響を感じています。かけがえない地球を守るためにも、これから私たちは、自身の日々の行動を見直していく必要があります。消費行動においてもこれは例外ではありません。私たち消費者は、自身の消費行動が地球環境の持続可能性に影響をおよぼしていることを自覚したうえで、地球環境に配慮した消費行動を選択していくことが求められています。自身の消費行動を振り返り、地球環境に配慮した

※グリーン志向の消費行動をみんなで始めましょう！

※ グリーン志向の消費行動とは、環境に配慮された商品・サービスを理解し、意識的に選択する行動のことを言います。例えば、買い物をする際、マイバッグを使用することや、どうしても必要なものの以外購入しない、節水・節電を心がける、食品ロスを削減するなどが挙げられます
「おかしいな？」と思ったら、消費生活センターへ

消費生活センターでは商品やサービスの契約トラブル、製品事故に関する相談、消費生活に関する問い合わせに応じています。相談日時や相談事例などについては市ホームページを確認してください。



市HPはこちら

ふるさと納税返礼品のパートナー企業を募集します

問合先 産業振興課商工労政担当

市では、ふるさと納税の返礼品のパートナー企業を募集しています。返礼品は商品だけではなく、鶴ヶ島に来て体験をする「サービス提供型」の返礼品も用意しています。貴社の商品やサービスをふるさと納税返礼品として紹介することにより、全国的なPRを行うことができ、販路拡大などにもつながります。

返礼品の提供事業者としての要件

- 市内に事業所などが所在していること
- 市税の滞納がないこと
- 商品については市の品位を

損なうおそれのないことなど提供いただく返礼品の基準

総務省でふるさと納税返礼品に係る基準が設けられています。記念品としてお申込みいただく際には、必ず基準を満たすようお願いいたします。

地場産品基準

・市内で返礼品などの原材料の主要な部分が生産されたものの

・市内で返礼品などの製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの

※ 詳細は、直接問い合わせてください

5月は九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間

問合先 生活環境課交通安全・防犯担当

九都県市が連携し、毎年5月の「自転車月間」に併せて、自転車の安全利用を促進する取り組みを一斉に行います。歩行者、自転車、自動車などが共に安全に通行できる地域社会の実現を目指します。

スローガン

自転車も のれば車の なかまいい

自転車は車の仲間であることを忘れず、ルールを守って利用しましょう。

自転車に乗る時の基本ルール「自転車安全利用五則」を実践するなど、自転車の安全な利用に努めましょう。

自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

5月は自動車税(種別割)の納期です

問合先 税務課市民税担当

自動車税(種別割)の納期限は6月2日(月)です。

納税通知書は、5月中旬ごろ、お手元に届く予定です。

納税通知書などに記載された地方税統一二次元コード(eJCR)によりスマートフォン決済アプリでの納付が可能です(りそなグループアプリ、au PAY、d払い、PayPay、楽天ペイ、PayB、ファミペイ、楽天銀行アプリなど)。

また、地方税お支払いサイトから、クレジットカードやインターネットバンキングなどの方法での納付も可能です。

なお、自動車税事務所の4支所(大宮、熊谷、所沢、春日部)では、窓口での納付はできません。

県では、自動車税(種別割)を納期限までに納税して領収書などを協賛店で提示すると、割引などのサービスが受けられる自動車税「納めてプラス!」キャンペーンを実施しています。詳しくは県ホームページをご確認ください。

※ 自動車税全般に関すること、住所変更・納付書紛失などの連絡、納税状況の確認などについては、自動車税コールセンターへ ☎ 0570・012・2229

※ 自動車税チャットボットでは、24時間365日、自動車税に関する質問にお答えします(メンテナンス日を除く)

※ 障害者の方のための減免申請については、窓口への受付に加えて、郵送および電子申請でも受け付けています。詳しくは県ホームページをご確認ください



スマートフォン
決済アプリが
使えます!



軽自動車税(種別割)の減免のお知らせ

問合先 税務課市民税担当

障害のある方(以下「障害者」という)などが所有する車両について、一定の要件を満たす場合は、申請により軽自動車税(種別割)が減免されます(障害者1人につき普通自動車を含めて1台に限る)

税後の減免はできません
申請に必要な書類など

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳など
- ・運転免許証またはマイナ免許証(減免を受けようとする車両を運転する方)
- ・自動車検査証または軽自動車届出済証
- ・納税通知書
- ・納税義務者のマイナンバーカードまたは通知カード

① 障害者が所有する軽自動車
② 障害者または障害者と生計を一にする方が所有する軽自動車、障害者の通院、通学、通勤または仕事のためにその方と生計を一にする方が運転するもの

③ 障害者のみで構成される世帯の方が所有する軽自動車
で、その方を常時介護する方が運転するもの

④ 軽自動車の構造が、障害者が利用するためのもの

※ 障害区分などにより減免の対象にならない場合もあります。詳細は市ホームページをご確認ください

なお、①③については自動車検査証または軽自動車届出済証に「事業用」と記載されているものは除きます。

※ 昨年度減免された方も毎年申請が必要です。なお、納

申請期限 5月26日(月)

郵送による申請も受け付けています。申請用紙は、市ホームページからダウンロードできます。



市HPはこちら



小児慢性特定疾病医療費支給継続
申請の受付について

問合先 坂戸保健所 ☎049・283・7815

対象者 現在受給者証をお持ちで引き続き治療が必要な20歳未満の方の保護者

期間 6月9日(月)～7月25日(金)(土・日・祝日は除く)

場所 坂戸保健所(坂戸市石井2327-1)

持ち物 申請書、医療意見書、健康保険証などの写し、受診者の加入する公的医療保険(健康保険)の被保険者の市町村・県民税課税(非課税)証明書(税額・所得金額が記載されたもの)など

※ お持ちの受給者証に記載の住所を管轄する保健所から、申請に必要な書類についての御案内が郵送されます(医療意見書は同封しません。指定医に依頼してください)

納税通知書送付のお知らせ

問合先 税務課市民税担当、資産税担当

令和7年度分の納税通知書を次のとおり送付します。納税通知書が届かない場合はご連絡をお願いします。

名称	対象者	送付 予定期日	問合先
固定資産税 都市計画税	令和7年1月1日現在、市内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している方 ただし、同一人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額が一定の額(土地：30万円、家屋：20万円、償却資産：150万円)に満たない場合は、課税されないため、納税通知書は発送しません。	5月上旬	税務課 資産税担当
軽自動車税 (種別割)	令和7年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車または二輪の小型自動車を所有している方	5月上旬	税務課 市民税担当
個人市県民税 森林環境税	令和7年1月1日現在、市内に住所があり 給与から個人市民税・森林環境税が天引き(特別徴収)される方 ※ 勤務先の会社などに送付します 上記以外の方	5月中旬 6月中旬	

戸籍に氏名の振り仮名(フリガナ)が記載されます

問合先 市民課戸籍担当

現在、戸籍に氏名の振り仮名は記載されていませんが、戸籍法の一部改正により、5月26日(月)以降、順次記載されます。このことにより、住民票の写しやマイナンバーカードにも振り仮名が記載されるようになり、氏名の読み間違いの防止や、各種手続きの円滑化が期待されています。

戸籍に氏名の振り仮名が記載されるまでの流れ

1 振り仮名の通知
本籍地の市区町村から、原則として戸籍の筆頭者宛てに、住民票の情報を参考に戸籍に記載される予定の振り仮名を通知します。受け取りましたら内容をご確認ください(当市が本籍地の場合は、7月ごろ送付予定)。

2 氏名の振り仮名の届出
通知された氏名の振り仮名が正しい場合は届出不要です。現に使用している振り仮名と異なる場合は、届出をしてください。

3 届出できる方
① 氏名の振り仮名
原則として戸籍の筆頭者
② 名の振り仮名
本人、法定代理人

4 届出の方法
マイナポータルでのオンライン申請、市区町村の窓口または郵送
詳しくは法務省ホームページをご覧ください。



法務省HPはこちら

広域交付での戸籍証明の取得について



本籍地が遠方でも、お近くの市区町村の窓口で取得できます。

市民課窓口 月曜日から金曜日(祝日を除く)までの8時30分から16時30分まで受付
若葉駅前出張所 月曜日から金曜日(祝日を除く)までの9時から16時30分まで受付
(現在の戸籍のみ取り扱い)

在宅で生活するための高齢者向け福祉サービス

問合先 健康長寿課高齢者福祉担当

在宅サービス事業	内 容
紙おむつ給付	要介護1～5の認定のある常時寝たきり状態、重度の認知症で尿意便意が全く無いなどにより、常時紙おむつを使用する必要がある方に、毎月自宅まで紙おむつの配達を行い、購入費の一部を給付します。
配食サービス	要介護1～5、要支援1・2、事業対象者の認定を受けた方で、身体的、精神的な事情により、自ら食事の支度を行うことが困難であり、栄養改善が必要と認められる方に、お弁当を配達します。
徘徊高齢者見守りシールの配付	認知症などにより徘徊行動のある高齢者の方に、二次元コードが印刷された見守りシールを配付します。
緊急時通報システム	疾病などが原因で緊急時の対応が困難な高齢者の急病や事故などに対応するため、緊急通報装置を設置し、市、地域包括支援センター、消防署、業務委託業者などの関係機関の連携により、速やかに救助・援助活動を行います。
ごみ戸別収集サービス	要介護1～5、要支援1・2の認定があり、ごみなどを集積所まで持ち出すことが困難かつ、福祉サービスの利用や地域の援助などが困難な世帯に対し、戸別に訪問し、ごみなどの収集を行います。
移送支援サービス	要介護1～5の認定のある常時寝たきり状態により、家族による移送または一般の交通機関による移送が困難な在宅の高齢者などに対し、専門の移送用車両により、外出の支援をします。
訪問理美容サービス	要介護1～5の認定のある常時寝たきり状態、それに準じた状態の方で理容店または美容店に行くことが困難な在宅の高齢者などに対し、理美容師が自宅を訪問し、理美容サービスを提供します。

市で現在行っている介護保険以外の高齢者向け在宅福祉サービスです。申請についてはケアマネジャーとご相談の上、行ってください。
ケアマネジャーがいない方は、健康長寿課にご相談ください。



詳細はこちら

日本赤十字社会員増強運動にご協力をお願いします

問合先 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

日本赤十字社は、日本赤十字社法により設立されている法人で、安全な血液製剤を安定的に供給する血液事業、医療事業などの人道的事業を実施しています。

日本赤十字社のさまざまな事業活動は、赤十字の理念や活動にご賛同をいただいた皆さんからの「活動資金」によって賄われています。

本年も、日本赤十字社の活動資金募集について、各自治会にご協力を依頼しています。つきましては、自治会役員の方がご世帯を訪問し、あるいは、自治会内回覧などでお願いをします。その際には、赤十字事業の一層の充実、発展という趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いします。

また、自治会に未加入で、赤十字活動にご賛同いただける方は、直接福祉政策課へご連絡ください。

日本赤十字社の基本原則

日本赤十字社は、次の7つの原則によって活動しています。

人道 人間のいのち、健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努める

公平 差別をせず、最も助けが必要な人を優先する

中立 すべての人の信頼を得て活動するため、一切の争いに加わらない

独立 国などの人道活動に協力するが、自主性を保つ

奉仕 利益を求めず、人を救うため、自発的に行動する

単一 国内唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進める

世界性 世界の赤十字ネットワークを生かし、互いの力を合せて行動する

活動資金の主な使い道

皆さんからお寄せいただいた活動資金は、次のような事業に使われています。

- 1 国内災害救護
- 2 国際活動
- 3 救急法等講習などの教育
- 4 青少年赤十字
- 5 赤十字ボランティア
- 6 血液事業
- 7 赤十字病院
- 8 看護師などの養成
- 9 社会福祉

暑さに負けないカラダをつくろう！～今からはじめる熱中症対策～

問合先 健康長寿課健康増進担当

急激に気温が高まる日が増えてくるゴールデンウィークごろから、熱中症への注意が必要です。この時期は暑さにはからだ慣れておらず、予期せず熱中症になる恐れがあります。熱中症予防には、運動や入浴で汗をかくなど、からだを暑さに慣れさせること「暑熱順化(しょねつじゅんか)」が有効ですが、暑熱順化には数日から2週間程度かかります。本格的に暑くなる前から余裕をもって備え、暑さに負けないからだを作りましょう！

暑熱順化に効果的な運動→適度に汗をかくことがポイント！

【屋外】ウォーキング・ジョギング・サイクリングなど

【屋内】筋肉トレーニング・ストレッチ・入浴など

※ 体調に合わせて無理のない範囲で行いましょう

※ 水分や塩分を適宜補給して熱中症に注意しましょう

特に熱中症に注意したい日

- ・5月の暑い日(30℃以上の真夏日となることも)
- ・梅雨の晴れ間(気温・湿度が上昇しリスクが高まる)
- ・梅雨明け(急激に気温が上昇し、救急搬送者が急増)



申込はこちら

申込方法 5月2日(金)から23日(金)までに健康長寿課健康増進担当へ電話または専用フォームから

その他 熱中症予防啓発品をプレゼント
持ち物 筆記具
定員 50人(申込順)
場所 市役所5階会議室
講師 延命 伸一郎さん(大塚製薬株式会社 熱中症対策アドバイザー)

対象者 市内在住の方
日時 5月28日(水)10時～11時30分
効果的な対策方法を知り、熱中症をゼロに！

熱中症対策教室
「知って防ごう！熱中症」

障害者団体などの自発的活動を応援します

問合先 障害者福祉課障害者福祉担当

市内に事務所があり、構成員が5人以上の障害者団体、障害者支援団体のうち、次の①②に該当する団体へ補助金を交付します(補助上限額あり)。

- ① 障害のある方を支援するための自発的活動を行う、障害者団体または障害者支援団体
- ② パーソントレーニング講座を実施する障害者支援団体



光化学スモッグにご注意ください

問合先 生活環境課環境保全担当

5月から9月は光化学スモッグが発生しやすい季節です。市では光化学スモッグ注意報が発令された場合、市の防災行政無線でお知らせするほか、公共施設などに看板を設置して注意を呼びかけます。

県庁のホームページでは最新の情報をお知らせしていますので、ご利用ください(鶴ヶ島市は「県南西部地区」に含まれます)。

注意報が発令されたら
・屋外での激しい運動は避ける
・目などに刺激を感じたらすぐ屋内に入る
・自動車の使用を控える
・乳幼児、高齢者、病弱な方は、健康な成人よりも被害を受けやすいので特に注意する



県HPはこちら

今さら聞けない！？つるバス・つるワゴンの乗り方・乗り継ぎ方

問合先 都市計画課交通政策担当

料金支払いのタイミングは？

つるバスは後払い

降りたい停留所のアナウンスが流れたら、降車ボタンを押します。降りる際に、運賃箱に現金、回数券またはクーポン券を入れて支払います。

※ Suica、PASMOでの支払いもできます。クレジットカードは使えません

※ 特別乗車証をお持ちの方は、降りる際に運転手へ提示してください

つるワゴンでは先払い

乗る際に行き先を運転手へ伝え、現金、回数券またはクーポン券で支払います。

※ 現金払いの場合、おつりが出ないようご配慮ください

※ Suica、PASMOおよびクレジットカードでの支払いはできません

※ 特別乗車証をお持ちの方は、乗る際に運転手へ提示してください

つるワゴンは、停留所の車内アナウンスがありません。降りる場所が近づいたら、改めて運転手へお声がけください。また、運行経路中の安全な場所であれば、停留所以外でも降りることができます。

乗り継ぎつて無料なの？

市内の目的地までに、つるバス・つるワゴンを乗り継ぐ場合、2台目以降の支払いは無料となります。

乗り継ぎ方

① 料金を支払う際に、乗り継ぎたい旨を伝え、運転手から乗継券を受け取ります

② 乗継地で、次の車両に乗る際、料金の代わりに乗継券を使います

※ さらに乗り継ぐ場合は、その旨を運転手に伝えて前の乗継券は使用し、新たな乗継券を受け取ります

注意事項

・ 乗り継ぎは、複数の路線が停車する停留所（乗継指定停留所）以外ではできません

・ 乗継券は、乗継地で降りた後、直近の便でのみ使用可能です。乗継地から離れた後の乗車は、乗り継ぎとならないため、新たに料金を支払う必要があります

・ 坂戸市民バス「さかちバス」さかちワゴン」では乗継券の使用はできません
・ 特別乗車証をお持ちの方は料金が無料のため、乗継券を使用する必要はありません

自主防災組織を結成しませんか

問合先 危機管理課防災危機管理担当

自主防災組織とは

自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち、自主的に防災・減災活動に取り組む地域組織です。日ごろは、防災備蓄物資の整備や情報収集・連絡体制などの組織の整備を行うとともに、災害を想定した地域防災訓練や救命講習の実施、広報紙を発行するなど、あらゆる機会を通じて会員の防災知識を深める活動を行っています。そして、災害が発生したときには、初期消火や救出救護、避難誘導、情報の収集・伝達など具体的な防災活動を行います。

なぜ自主防災組織が必要か

大規模な災害が発生した場合、救助などの要請が殺到することが予想され、市や消防などの防災関係機関の対応が行き渡らない可能性があります。阪神・淡路大震災では、家屋などの倒壊による、生き埋めや閉じ込められた際の救助について、自力で脱出できなかった人のうち、約8割が家族や隣人によって救助されたとのデータもあります。いざというとき、地域の被害を最小限に抑えるために、地域が結束して普段から地域のために救出救護や避難所運営などの防災・減災活動を行うことが極めて重要です。

ご相談ください

市では自主防災組織の設立を検討されている自治会向けに講座の開催や相談を受け付けています。自主防災組織を設立したいけど何をしたらよいかわからないなど、お悩みがありましたらお気軽にご相談ください。

補助金を交付します

市では自主防災組織を設立した場合、その活動に必要な防災資機材などの整備に対し、1回に限り補助金を交付しています。

補助額 基準額と加算額を足した額を限度として、対象経費の3分の2以内の額を補助

基準額 5万円

加算額 150世帯から1世帯増えるごとに100円を加算



詳細はこちら

Jアラート全国一斉訓練を行います

問合せ先 危機管理課防災危機管理担当

市では、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）を設置しています。

これは、国から送られてくる緊急地震速報や武力攻撃などの緊急情報を、人工衛星などを通じて受信し、市の防災行政無線で瞬時にお伝えするシステムです。

今回、国の主導により、このシステムを使用した全国一斉の情報伝達訓練を行います。

放送日時
5月28日(水)11時ごろ

放送内容 「（チャイム音）これは、Ｊアラートのテストです。（繰り返し3回）こちらは、ぼうさいのうたです。（チャイム音）」

※ 放送を聞いた後、自分の身を守る行動をとってみましょう

※ 災害時などは訓練を中止する場合があります

災害義援金・海外救援金受付状況

問合せ先 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

災害義援金・海外救援金募集のお願いにつきましては、多くの皆さんから温かいご支援をお寄せ頂きありがとうございます。

日本赤十字社鶴ヶ島市地区での受付状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）は、次のとおりです。

令和6年能登半島地震災害義援金 21万8327円

令和6年7月25日からの大雨災害義援金 1万4645円

令和6年9月能登半島大雨災害義援金 9万2880円

令和7年大船渡市赤崎町林野火災義援金 1万3279円



無指定海外救援金 5182円

ウクライナ人道危機救援金 1万9162円

2024年台湾東部沖地震救援金 1万8632円

お預かりしました災害義援金や海外救援金は、日本赤十字社埼玉県支部を通じて被災地域に送金され、復旧・復興活動に役立てられています。

坂戸、鶴ヶ島水道企業団職員募集

問合せ先 坂戸、鶴ヶ島水道企業団総務課 ☎049・283・1957

職種 事務職・技術職（土木・電気・化学） ※ 障がい者枠あり

採用予定人数

事務職 1人程度

技術職（土木・電気・化学） 1人程度

事務職（障がい者）、技術職（土木・電気・化学）（障がい者） 合わせて1人

第一次試験日 6月29日(日)

筆記試験（SPI3）

受付期間

郵送または持参 5月1日(木)～30日(金)必着

※ 土曜日、日曜日および祝日は除く

受付時間 8時30分～17時

※ 休憩時間（12時～13時）は除く

受験資格

事務職・技術職（土木・電気・化学）

- ・ 大学を卒業または令和8年3月までに卒業見込みで、平成5年4月2日以降に生まれた方
- ・ 短期大学を卒業または令和8年3月までに卒業見込みで、平成7年4月2日以降に生まれた方
- ・ 高校を卒業した人で、平成



企業団HPはこちら

9年4月2日以降に生まれた方

※ 技術職は上記の学歴・年齢要件を満たした上で、次のいずれかに該当する方

- ① 土木・電気・化学に関する課程を履修した方
- ② 民間企業などにおいて特定の職務経験が3年以上の方
- ③ 指定の資格を有している方

障がい者枠

一般枠と同じ職種、受験資格で障がい者枠1名を募集しています。

※ 詳しくは、坂戸、鶴ヶ島水道企業団総務課で配布する募集案内または水道企業団ホームページをご覧ください。また、試験申込書・受験票は水道企業団ホームページからダウンロードできます